(参考1)国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響について

- 我が国の農業は国土条件の制約があり、米国や豪州の農業との間には、埋めることができない生産性格差が存在。関税は、こうした生産性格差を調整するための国境措置として、WTOで認められた手法。
- そうした中で、国境措置としての関税を撤廃すれば、安価な外国産農産物が大量に国内に流入し、国内農産物は市場を失って▲約3兆6千億円もの国内生産額が減少。また、農産物加工品の国境措置もなくなるため、製造コストの安い外国産の加工品の輸入増加によって、国内の農産物加工業の生産も縮小。

他の産業にも影響が波及し、国内総生産(GDP)が合計で▲約9兆円も減少するとともに、多くの失業者が発生。 一方、食料自給率は10%台前半にまで低下。

○ これに対して、国境措置に代えて農業者の所得を直接補償すれば国内農業は維持される、との考え方があるが、こうした措置には輸入量を調節する機能はなく、外国産農産物の輸入増加を止められず、国内農業の縮小は避けられない。

国境措置撤廃

国境措置に代えて農業者への直接所得補償を 実施することには各種の問題

- ① 所得補償などに新たに巨額の財政需要(約2兆5千億円+α)が発生。プライマリーバランスの早期黒字化が我が国財政の至上命題である中で、財源の確保が可能か疑問。
- ② 仮に、所得補償をし、国産品を外国産品と同程度の価格としても、外国産 農産物が自由に輸入できる状況下では、均質でまとまったロットを確保しや すい等の有利性を持つ外国産品に需要が奪われる(=輸入量の調節という 国境措置の機能を十分代替できない)。
- ③ その結果、国産品の在庫化、廃棄処分が発生。こうした所得補償は納税 者に理解されず(農業者の意欲も大きく減退し)、実施困難。

<u>巨費を投じて所得補償をしても、外国産農産物の輸入増加</u>を止められず、国内農業等の縮小は避けられない。



生産性の向上にも限界。

努力だけでは埋めがたい生産性格差が存在

我が国農業者の経営規模に対し、米国・豪州等の経営規模は数十から数千倍。

国内農業等への影響(試算)

国内農業生産の減少

▲約3兆6千億円

内外価格差が大きく、外国産品との品質的な優位性がない米、麦類、砂糖、牛乳・乳製品、牛肉・豚肉、加工用果実等は市場を失って生産が大幅に減少。その影響は、生産額にして約3兆6千億円の減少(農業総産出額の約42%に相当)。

国内総生産(GDP)の減少

▲約9兆円

関連農産物加工業への直接的影響(主なものだけで▲約2兆1千億円)に加えて、生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運送業など幅広い産業に影響が波及。GDP全体の約1.8%に当たる約9兆円の総生産が減少。また、北海道、東北、九州等の地方経済に特に大きな影響。

就業機会の喪失

▲約375万人分

農業、食品産業その他関連産業の生産額が減少することに伴い、全就業者数の約5.5%に相当する約375万人分の就業機会を喪失。

食料自給率の低下

40% → 12%

国産農産物の大幅な減少によって、食料自給率(供給熱量ベース)は現在の4 0%から12%という極めて低い水準まで低下。国民の食料のほとんどを輸入 に依存せざるを得ず、食料調達の局面で輸出国主導の交渉を迫られるなど、 食料安全保障上の不安定要素が増大。

資料:「国内農業の体質強化に向けて」(農林水産省、2007年2月26日)